

## AED（自動体外式除細動機）の増設、適切な管理等

### 【相談申出要旨】

- ① 県・市町村の公的機関やスポーツ関連施設の大部分ではAED（Automated External Defibrillator、自動体外除細動器）が設置され、地域の防災訓練の一環として使用方法の講習も行われているところが多いと思われる。しかし、先日、有名なサッカー選手が練習中に心筋梗塞で死亡し大きなニュースとなった。しかも、練習施設にAEDが設置されておらず、所属クラブも所有していなかった。この事件を契機に、AEDについて広く国民に周知徹底するとともに、誰もが緊急時に対応できるよう、例えばコンビニエンス・ストアには必ずAEDが設置されているなどの体制を整備すべきではないか。人命に関することなので、徐々にでも設置数を増やしていく努力は続けてほしい（関東）。
- ② 心肺停止の起こりやすい施設へのAEDの設置を推進し、所在を周知してほしい。また、AEDの維持管理を適切に行ってほしい（北海道）。
- ③ AEDは、公共機関やホテルや劇場、スポーツ施設など多数の人が出入りする施設に設置されていると聞いたが、実際にどこに設置されているのか分からない。人の命にかかわることであり、市民に分かりやすく知らせるべきである（京都）。

（注）平成23年6月行政相談委員意見（関東）、23年8月受付の行政相談（北海道）、21年10月受付の行政相談（京都）。なお、これら以外のAED関係行政相談25件（平成21年～23年）

# 1 苦情の状況

- ① A E D を不特定多数の人が利用する公共施設に設置してほしい、  
② A E D の設置場所を周知してほしいという苦情等は、全国の管区  
局・事務所に寄せられている。（全国的な問題）

- これらの苦情等について、関東管区局及び京都事務所がそれぞれ行政  
苦情救済推進会議に付議（※北海道管区局でも付議を検討中）。

局所名	議論のポイント等
関東管区局 (23年11月)  ※次回会議は3 月7日の予定	<ul style="list-style-type: none"><li>・ AEDの設置・普及をどのように進めるかについての法律上の規定がない状況で、どのように普及促進策を講ずることが必要か。</li><li>・ 厚生労働省はAEDの管理について通知を発出し、関係機関に注意喚起や関係団体等への周知を行っているが、管内都県の関係部局における管理状況等について把握を行う必要はないか。</li></ul>
京都事務所 (23年7月)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ AEDの設置情報の的確な提供を図るため、財団法人日本救急医療財団への設置情報の登録の徹底を図るべきではないか。</li><li>・ 一般市民がAED利用できるよう一般利用の可否や利用可能時間帯などの情報についても把握した上で、ホームページに掲載すべきではないか。</li></ul>

## 2 A E D (自動体外式除細動機) とは

- 心臓が心室細動を起こし心肺停止になった場合に、心臓に電気ショックを与え、心臓を正常に戻す(除細動する) 医療機器
- A E Dは、薬事法(昭和35年法律第145号)の「高度管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」に指定(平成16年厚生労働省告示第297、298号)
  - ・「高度管理医療機器」(第2条第5項)

医療機器であつて、副作用又は機能の障害が生じた場合(適正な使用目的に従い適正に使用された場合に限る。)において人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることからその適切な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの
  - ・「特定保守管理医療機器」(第2条第8項)

医療機器のうち、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とすることからその適正な管理が行われなければ疾病の診断、治療又は予防に重大な影響を与えるおそれがあるものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。
- A E Dの使用は医療行為であるため、①医師、②医師の指示の下での看護師、③救命救急士等の使用に限定

# ○ しかし、平成16年7月、厚生労働省通知により、一定条件の下、非医療従事者もAEDの使用が可能

(参考)「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」(抜粋)  
(平成16年7月1日付け医政発第0701001号、厚生労働省医政局長通知)

## 1 AEDを用いた除細動の医行為

心室細動及び無脈性心室頻拍による心停止者(以下「心停止者」という。)に対するAEDの使用については医行為に該当する者であり、医師でないものが反復継続する意思を持って行えば、基本的には、医師法第17条違反となる者であること

## 2 非医療従事者によるAEDの使用

救命の現場に居合わせた一般市民がAEDを用いることは、一般に反復継続性が認められず、医師法違反にはならないと考える。

(非医療従事者がAEDを用いても医師法違反とならないものとされるための条件)

- ① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること。
- ② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること
- ③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること
- ④ 使用されるAEDが、医療機器として薬事法上の承認を得ていること

### 3 A E D の設置状況及び使用状況

- ・ A E D の個別の設置箇所や設置台数は、把握できていない。
- ・ 厚生労働省科学研究費補助金を活用した研究結果（注）によると、A E D 販売台数（累計）は延べ32万8,321台（平成22年12月現在）。これらのうち、一般市民が利用可能な除細動器（P A D（Public Access Defibrillation））は延べ25万1,030台（77%）。

	平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
PAD	1,907	9,906	43,412	90,805	149,318	203,924	251,030
医療機関	5,946	15,766	26,659	36,097	50,754	60,132	67,647
消防機関	108	2,179	4,047	5,746	6,923	7,964	9,644

（注）「循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究」（研究代表者：丸川征四郎医療法人医誠会医誠会病院院長補佐。平成21年4月1日～24年3月31日の3年間の研究事業）

- ・ A E D の設置の増加に伴い、一般市民による A E D の使用件数も年々増加し、平成22年には1,298件

表 全症例のうち一般市民により除細動が実施された件数の推移

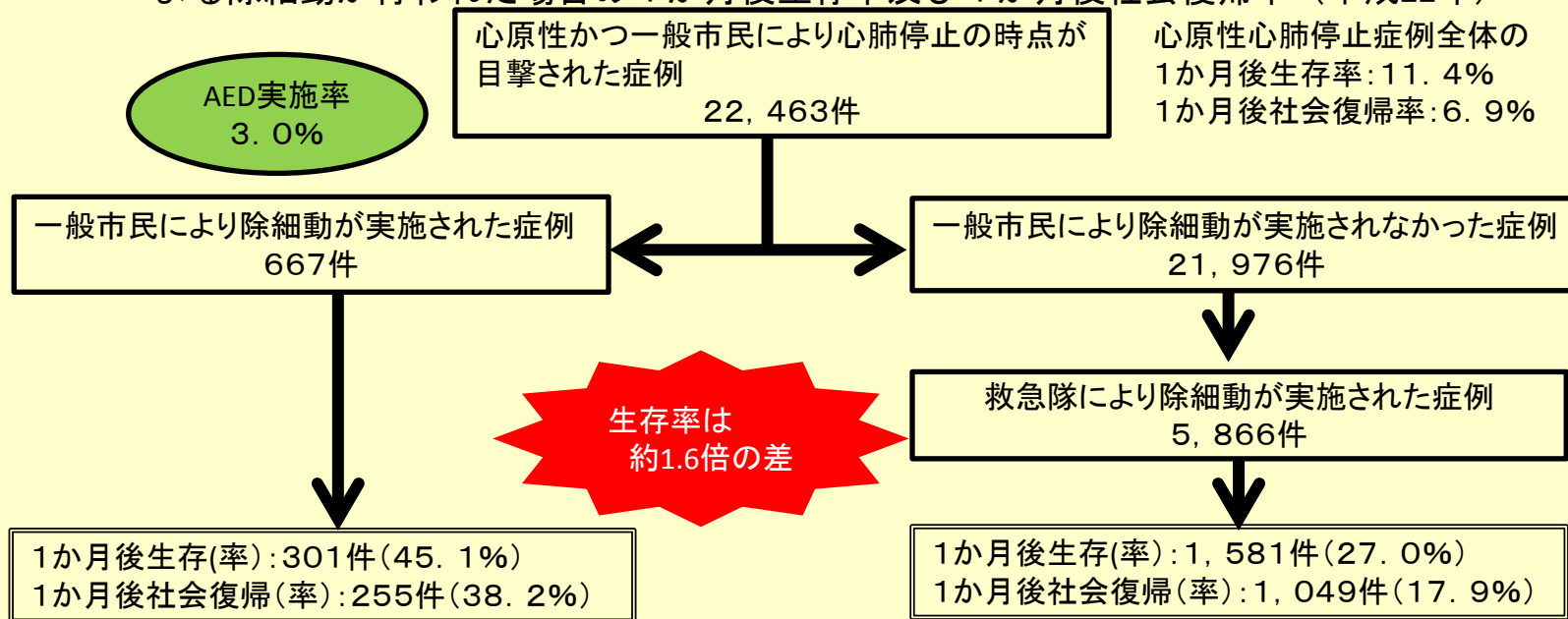
平成17年	18年	19年	20年	21年	
92件	264件	486件	807件	1,007件	1,298件

（注）総務省消防庁「平成23年版救急・救助の現況」（平成23年12月）

(参考1) 心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例のうち、一般市民が応急処置を実施した件数

	平成17年	18年	19年	20年	21年	22年
心肺停止の時点が目撃された症例(a)	17,882件	18,897件	19,907件	20,769件	21,112件	22,463件
一般市民による応急処置あり	7,335件	8,108件	9,376件	9,970件	10,834件	11,195件
一般市民によるAEDの使用件数(b)	46件	144件	287件	429件	583件	667件
一般市民によるAEDの実施率 (b)/(a)	0.3%	0.8%	1.4%	2.1%	2.8%	3.0%

(参考2) 心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例のうち、一般市民による除細動が行われた場合の1か月後生存率及び1か月後社会復帰率(平成22年)



(注) 総務省消防庁「平成23年版救急・救助の現況」(平成23年12月)

## 4 外国及び地方公共団体の取組例

### ○アメリカ合衆国

- ・ 平成12年11月「心停止発生時の救急医療に関する法律」を制定し、連邦施設ビル及び民間航空機に対しAEDの設置を義務付け。また、各州においても、州法により州施設、学校等にAEDの設置を義務付け
- ・ 「善きサマリア人の法」(Good Samaritan Law)では、指定講習を受けた者がAEDを使用して救護活動を行った場合は、法的責任が免除されることを明記

### ○地方公共団体

- ・ 大阪府は、平成16年度に「AED等普及促進検討委員会」を設置し、AED普及に向けた活動指針を策定。府有施設や府立高校にAEDを設置したほか、府民を対象としたAED講習会も開催
- ・ 埼玉県は、平成18年に「埼玉県AED普及推進計画」を策定し、県内にAED 8,500台の設置を目標に普及活動を実施。AEDの効果的な活用のため、県内にAEDを設置しているすべての施設及び新たに設置する施設を対象とし、市町村や民間事業者に努力義務として、設置・変更・廃止届出の協力を求める「AED設置等届出システム」を独自に創設(18年12月施行)
- ・ 横浜市は、平成19年に「横浜市救急条例」を制定。一定規模以上の飲食店、百貨店、ホテル病院等の不特定多数の者が出入りする施設や駅舎等にAEDの設置を義務付け(第6条第1項及び横浜市安全管理局長告示。21年4月1日施行)

## 5 本件苦情等の背景、原因

- ① A E Dは、特定の施設に必ず設置されることとなっていない。  
A E Dは、多くの国民が利用する公共施設、駅、商業施設等に必ず設置されることとなっていない。

(参考) 埼玉県内の各施設におけるA E Dの設置状況 (平成23年3月末現在)

	施設数(a)	設置届出数(b)	届出率(b/a)
私立幼稚園	567施設	103施設	18%
私立保育園	449施設	88施設	22%
老人福祉施設・ 障害者福祉施設	1,891施設	129施設	7%
鉄道駅	232駅	141駅	61%
スポーツ施設	約900施設	140施設	約16%

(注) 「A E D普及推進事業実施結果報告書」 (平成23年8月埼玉県保健医療部薬務課)

なお、同報告書(19ページ)では、埼玉県の今後の取組について、「幼稚園、社会福祉施設、駅、スポーツ施設などA E Dの設置が望まれる民間施設、関係団体に対し、引き続きA E Dの設置や届出を働きかけていく」としている。



また、心臓細動を発症する可能性が高い運動施設や多数の児童、生徒がいる学校にAEDが必ず整備されている状況にもない。

(参考1) AEDを設置済又は平成20年度末までに設置を予定している学校の割合

(※国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園を対象)

	設置済、設置予定	19年度末
全国の学校	67.4%	40.0%
小学校	72.0%	35.4%
中学校	89.8%	58.2%
高等学校	98.0%	91.1%

(注) 「学校における自動体外式除細動器 (AED) の設置状況調査」 (平成21年3月文部科学省)

(参考2) 日本フットボールリーグ所属チームの選手が練習中に急性心筋梗塞で死亡 (平成23年8月)

事故当時、プロサッカーチームでAEDの設置が義務付けられていたのはJリーグのみ。

日本サッカー協会は、特定のリーグに所属するチームに対してAEDの配備を義務化。また、同協会主催の競技会においては、試合ごとにAEDの配備を義務付け (平成23年10月理事会決定)。

## ② A E Dの管理が不適切

厚生労働省は、各都道府県知事及びA E D製造・販売事業者に対し、局長名の通知により、A E D設置者等による日常点検や消耗品の管理について周知を依頼

(参考) 「自動体外式除細動器 (A E D) の適切な管理等の実施について」(抜粋)  
(平成21年4月16日付け医政発第0416001号・薬食発第0416001号。厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知)

### 1 点検担当者の配置について

A E Dの設置者は、「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施

### 2 点検担当者の役割等について

#### 1) 日常点検の実施

A E Dのインジケータのランプの表示により、A E Dが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認すること

#### 2) 表示ラベルによる消耗品の管理

消耗品(電極パット及びバッテリー)の交換時期を表示ラベルにより確認し、適切に交換すること

#### 3) 消耗品交換時の対応

消耗品の交換を実施する際は、新たな消耗品に添付された新しい表示ラベル等を使用して、次回の交換時期などを記載し、A E Dに取り付けること

## しかし、大阪府の調査によると、上記通知に基づく点検及び管理が適切に行われていない実情

(参考) 大阪府内における自動体外式除細動器の設置場所及び管理状況に関する調査(平成21年)  
(※府内のAED設置施設(619施設)に対するアンケート調査)

表1 厚生労働省通知で求められている、『点検担当者』を設置していますか。

点検者配備	件数	%
既に『点検担当者』を設置している	330	53.3
今回、『厚生労働省通知』を読んで設置した	48	7.8
今後、設置する予定である	207	33.4
今後もしも設置する予定はない	18	2.9

表2 インジケータの確認頻度はどれくらいですか。

インジケータ確認頻度	件数	%
一日一回、確認している	170	27.5
数日に一回、確認している	47	7.6
週に一回、確認している	67	10.8
月に一回、確認している	60	9.7
不定期に確認している	218	35.2

(注)厚生労働省通知では「日常点検」が求められている。

### ③ A E D の設置情報が不正確

- ・ A E D の設置場所に関する情報を製造販売事業者を通じて、財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）に登録。

平成17年8月、製造販売業者に対して、A E D 設置者が財団へ直接報告するよう要請。平成19年3月以降、A E D 購入者の事務負担の軽減及び収集率の向上を図る観点から、A E D 設置者は製造販売業者等を通じて財団に登録するよう要請

（参考1）「自動体外式除細動器（A E D）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」（平成19年3月30日付け医政発第0330007号、厚生労働省医政局指導課長通知）など

（参考2）「A E D 設置場所に関する調査協力のお願ひ」（平成19年3月30日付け財団法人日本救急医療財団理事長）

- ・ しかし、A E D の設置情報の提供（登録）は「任意」であるため（※公開、非公開の希望も確認）、設置の事実があっても、「登録漏れ」あり。

（参考）A E D 販売事業者から把握された販売台数（平成22年12月現在）：32万8,321台

財団に登録のA E D 件数（平成22年12月現在）：11万5,829件（※台数は未集計）

- ・ 一部の地方公共団体や日本赤十字社の支部は、A E D 設置者に対し、独自に情報提供を求め、設置箇所等の情報をそれぞれホームページに掲載
- ・ 埼玉県は、厚生労働省に「A E D の効果的な活用を図るため、公共性の高い施設の設置者に対し、A E D 設置情報に関する義務的な届出制度の早急な創設」を要望

（参考）「平成21年度国の施策に対する提案・要望」（平成20年6月）

- A E D設置施設等の情報について、本来であれば、財団と地方公共団体等とも、同じものをホームページに掲載（公開）しているはずであるが、実態として、財団又は地方公共団体等いずれか一方にしか掲載していないなどの例あり。

（参考）札幌市内の例（※A E D設置情報の公開は1,494施設）

- ①札幌市及び財団両方が公開：337施設（公開施設の22.6%）
- ②札幌市は公開しているが、財団では未掲載：776施設（同51.9%）
- ③財団は公開しているが、札幌市では未掲載：381施設（同25.5%）

（注）北海道管区局の調査結果による。

## 6 関係行政機関の意見

### ○厚生労働省(医政局、医薬食品局)(24年1月19日回答)

- ・ AEDの普及促進に対する取り組みとしては、地域住民を対象とした普及のための講習会の実施、AEDの適切な管理のための設置場所等の情報収集等の取り組みに対して、補助を行っているところ。また、不特定多数の者が集まる国の合同庁舎等におけるAEDの設置・適正な使用を促進する観点から、平成21年4月に、全府省に向けて、AEDの適切な管理等の実施について注意喚起及び関係団体への周知依頼を行った。
- ・ 薬事法は、医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために、主として医療機器を製造販売する者に対して規制を課していることから、AEDの設置者に対して義務を課すことは困難であるが、各都道府県及び製造販売業者を通じたAEDの適切な管理について情報の周知を図っている。
- ・ 仮に国としてAEDの設置を義務化する場合、AEDが適切な管理が行われない場合、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるため、設置者等に対して日常点検や消耗品の管理等について義務づける必要が生じるが、これに伴う設置者の負担や事故発生時の責任問題も生じることから、慎重に検討する必要がある。

### ○消防庁(救急企画室)(24年1月17日聴取)

- ・ 一般市民によるAEDの使用件数は毎年増加しており、AED使用による応急手当は徐々に普及していると思われる。
- ・ AEDは医療機器であるため、設置管理については厚生労働省が所管

## 金融機関で健康保険料を振り込む場合の 本人確認免除

### 【相談申出要旨】

私は全国健康保険協会（旧政管健保）の任意継続被保険者であり、年2回、金融機関の窓口で6か月分の健康保険料（約12万円）を現金で納付しているが、保険料が10万円を超えるため、納付の都度、金融機関から本人確認書類（運転免許証等）の提示を求められる。

（注）任意継続被保険者数（22年度末）：40万6千人

振り込みは所定の納付用紙を使用し、振込先も公法人で、振込目的も健康保険料の納付と明らかなのに、本人確認が必要なのは納得できない。

※ 平成21年10月受付の行政相談

# 前回推進会議における主なご意見

## 第1 国際条約等（テロ資金供与防止条約、FATF「40の勧告」）の内容確認

## 第2 諸外国における本人確認制度の状況等

- 本人確認免除の範囲は、国、地方公共団体に限定されているのか。
- 公法人については、フランスが「エタブリスマン・ピュブリク」（Établissement public）という統一的な概念を持っているが、それが国際関係上どのように取り扱われているのか。

## 第3 本人確認を免除できるとする公法人の範囲等について

- 本人確認を免除できるとする公法人の範囲については、行政手続法などの別表で規定されているものもあり、相場があるのではないか。
- 例外措置を講ずるのであれば、類似のものを洗い直し、明文で列挙すべきであるが、金融機関の窓口で混乱が生じないようにすべき。
- 公法人の数は多数あるが、10万円を超える振り込みがある機関を絞り込むことは可能ではないか。



# 第1 国際条約（テロ資金供与防止条約、FATF「40の勧告」）の内容確認

## 1 テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約

### <目的>

一定のテロ行為（ハイジャック、爆弾テロ等）に使用されることを意図して又は知りながら行われる資金の提供及び収集を犯罪とし、その犯人の処罰、引き渡し等について定める。  
（平成11年12月採択、平成14年7月、日本について効力発生）

### <金融機関における本人確認に関する措置について（条約第18条要旨）>

金融機関その他金融取引に係る職業に従事する者に対し、顧客及び口座を開設している顧客の身元を確認するために利用し得る最も効率的な措置をとる。

## 2 FATF「40の勧告」及び「9の特別勧告」

### <FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）について>

マネー・ローンダリング対策における国際協力を推進するため、平成元年に設立された政府間会合。平成13年9月の米国同時多発テロ事件発生後は、テロ資金供与に関する国際的な対応と協力の推進に指導的な役割を果たしている。

### <「40の勧告」及び「9の特別勧告」について>

平成2年4月、マネー・ローンダリング対策のために各国が法執行、刑事法制及び金融規制の各分野で取るべき措置を「40の勧告」としてまとめ、提言。

平成13年9月の米国同時多発テロ事件の発生を受け、テロ資金供与に関する「9の特別勧告」を策定。

## (参考)

### 1 「40の勧告」(要旨)

#### <序>

- ・ FATFは、全ての国に資金洗浄対策及びテロ資金対策の各国の制度が、新しいFATF勧告に対応するよう必要な措置をとり、対策を効果的に実施するよう要請する。
- ・ FATFは、国により法制度及び金融制度は多様であり、共通の目的を達成するにあたって、全ての国が、とりわけ細部についてまで、同一の措置を講じ得るものではないことを認識している。従って、本勧告は、各国が、それぞれ固有の事情及び憲法の枠組みに従って、細部を実施するための最低限の行動基準を定めている。

#### <勧告5>

金融機関は、顧客の身元確認及び照合を含む顧客管理措置をとる

- ・ 一定の基準額(15,000ドル／ユーロ(注:日本は200万円))を超える一見取引

### 2 「9の特別勧告」(要旨)

#### <特別勧告7>

各国は正確かつ意味をなすような発信者に関する情報(氏名、住所、口座番号)が、資金の送付及び送付された関連メッセージに付記されることを、送金業者を含む金融機関に対し義務づけるため必要な措置を取る

- ・ 各国は最低限の敷居値(1,000ドル・ユーロ(注:日本は10万円))を採用することができる

## 第2 諸外国における本人確認制度の状況等

### 1 本人確認免除の範囲は、国、地方公共団体に限定されているのか

- ・ 諸外国の状況について把握していない

（警察庁では、マネー・ローンダリング対策に関して、各国との情報交換等を実施）

- ・ 犯罪による収益の移転の防止に関する法律の制定は、国際的な要請に基づくものであるが、我が国の憲法の枠組みに従って組み立てている

- ・ 本省照会に対する警察庁の回答

（問） 本人確認免除となる「犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引」とはどのような考え方によるのか。

（答） 10万円を超える現金送金等の特定取引に含まれるものの、貯蓄性がない、犯罪による収益の移転に用いるには非効率であるなどの取引形態を考えている。

2 公法人については、フランスが「エタブリスマン・ピュブリク」  
(Établissement public) という統一的な概念を持っているが、  
それが国際関係上どのように取り扱われているのか

- ・ 国際法上の主体となれるのは、国又は国際機関であり、その他のNGOが主体となるには、各種議論のあるところ。

他方、純然たる国際法上の機関はない。ただし、例外として国際的公施設法人「エタブリスマン・ピュブリク・アンテルナショナル」という類型があるが、複数国が共同で設立する法人形態であり、純然たる公法人ではない。

(注) 国際的公施設法人

フランス、スイスが共同で開発したバーゼル・ミュールーズ・フライブルク国際空港、  
モーゼル川管理公社の例あり

### 第3 本人確認を免除できる公法人の範囲等

- 1 公法人の範囲については、行政手続法などの別表で規定されているものもあり、相場があるのではないか。
- 2 例外措置を講ずるのであれば、類似のものを洗い直し、明文で列挙すべきであるが、金融機関の窓口で混乱が生じないようにすべき。
- 3 公法人の数は多数あるが10万円を超える振り込みがある機関を絞り込むことは可能ではないか。

#### ○ 省令の規定振りについては、何らかのメルクマールが必要

- ① 行政手続法施行令(平成6年政令第265号)第1条に列挙される機関は、いわゆる認可法人、公共団体であり、国又は地方公共団体の行政運営と密接な関連を有する業務を行っているもの(「逐条解説行政手続法」(行政管理局編))

(注)行政手続法(平成5年法律第88条)第4条第2項第2号

「特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、その行う業務が国又は地方公共団体の行政運営と密接な関連を有するものとして政令で定める法人」(※具体の法人は、資料編参照))

② 「全国健康保険協会」については、

- i) 沿革(社会保険庁改革に伴い健康保険(政府管掌健康保険)の運営を承継)
  - ii) 名称独占(全国に一つしかなく、紛れがない)
  - iii) 一定の金額以上の入金が反復して予定
- などの考え方で絞り込みが可能ではないか。

したがって、協会は、「国又は地方公共団体」と同じと考えられないか。

## 第4 警察庁からの追加回答

- 1 前回回答のとおり、国・地方公共団体以外の公的な機関への10万円を超える現金振り込みについて、公的な機関であることをもって本人確認を免除することは困難であると考えられますが、「全国健康保険協会」への「健康保険料」の現金振り込みについては、原則として犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1項第7号ニに掲げる取引に該当することから、本人確認の対象外となると考えられます。
- 2 上記規定は、為替取引を伴う一定の取引のうち、商品又は権利の代金等の支払で、振込先が顧客等について本人確認に準ずる確認を行っているものについて、本人確認の対象外とするものであり、平成22年3月の改正により追加されております。

(平成23年12月1日付け:警察庁刑事局)

(参考)

## ○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(抜粋)

(本人確認の対象から除かれる取引)

第六条 令第八条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

七 令第八条第一項第一号 々に掲げる取引のうち、次に掲げるもの

イ 令第八条第一項第一号 々に規定する無記名の公社債の本券又は利札を担保に提供するもの

ロ 国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入に係るもの

ハ 現金の受払いをする取引で為替取引又は令第八条第一項第一号 々に規定する自己宛小切手の振出しを伴うもののうち、顧客等(みなし顧客等を除く。第九号及び第十三号において同じ。)の預金若しくは貯金の受入れ又は払戻しのために行うもの(当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。)

ニ 現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであって、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又は代表者等の、法第二条第二項第一号 から第十五号まで及び第二十八号の二に掲げる特定事業者の例に準じた本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの(当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。)



## 第5 金融庁の考え方、意見等

### 1 犯収法規則6条1項7号二を新設した経緯

- ・債務の弁済のための為替取引を本人確認対象取引から除外。
- ・都銀懇話会からの規制緩和要望(注)が提出され、業界からも本人確認義務の基準額の引き上げに対する要望が強かったことから、本規定を新設したものの。

(注)都銀懇話会からの主な規制緩和要望

- ・金融庁所管の保険会社、文部科学省所管の学校法人は、所管省庁による検査や自社の監査等を通じ、テロ資金供与等に加担していないことを適切に確認できることから本人確認を免除
- ・本人確認義務の基準額(10万円を超える額)の引上げ

### 2 本規定は、例えば、顧客が保険会社に対する保険料の支払や学校法人に対する入学金の支払を行うために200万円以下の送金を行う場合において、当該保険会社や学校法人において、犯収法上の本人確認並びに本人確認記録の作成・保存に相当する措置を行っている場合を想定した制度となっている。

主要行に確認した限りでは、現時点では、本制度はあまり活用されていないとのことである。

- 3 金融機関で本人確認対象取引から除外するには、全国健康保険協会において、本人確認書類による本人確認及び本人確認記録の作成・保存といった犯収法上の特定事業者(金融機関)の例に準じた措置が行われていることが要件となっている。
- 4 本規定の利用に当たっては、例えば、支払いを受ける収納機関(債権者)と金融機関が本制度を利用することについて、合意する等のやり方があると思われる。  
その場合、収納機関(債権者)は、金融機関に対し、金融機関の例に準じた本人確認義務並びに本人確認記録の作成・保存に相当する措置を行っていることを明らかにする必要があると思われる。
- 5 金融機関の窓口業務で10万円を超える取引は、各種の財・サービスに係る代金の振込み(大学授業料、生命保険料、損害保険料の他、公共料金等)、様々な種類の取引に亘るものと承知している。  
金融機関では、法の趣旨を踏まえ、本人確認にかかる内部規程を定めているが、当該内容は金融機関ごとに異なると思われる。
- 6 国民や関係機関への周知等については、本件に係る改正を行う以前、平成21年12月にパブリックコメントを実施し、広く意見を募っている。なお、本制度の新設は金融機関からの強い要望に基づき行うこととしたものである。

(平成23年12月13日付け:金融庁総務企画局)

## 有料道路の障害者割引に係る 登録車両台数の拡大

### 【相談申出要旨】

有料道路の障害者割引の対象車両について、あらかじめ登録した自家用自動車1台に限定され不便であり、改善してほしい。または、障害者本人が乗車していれば、登録車両に関係なく割引が適用されるよう改善してほしい。

# 1 有料道路障害者割引制度の概要

## (1) 有料道路障害者割引制度の目的

通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路を利用する障害者に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社及び道路管理者（以下「会社等」という。）は、一般利用者との均衡を保ちつつ、有料道路料金について割引措置を講ずることとする。

(注) 全国の有料道路事業者(48事業者)による申し合わせ「有料道路における障害者割引措置実施要領」から抜粋した。

## (2) 有料道路障害者割引制度

### ア 適用対象となる障害者の範囲

区分	適用の対象となる障害者
障害者本人が運転する場合	身体障害者手帳の交付を受けているすべての者が対象となる。
障害者本人以外の者が運転し、障害者本人が同乗する場合	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者が対象となる。 (重度の障害を持つ者が自分で運転する場合も対象となる。)

(注)1 東日本高速道路株式会社ホームページ「ドライブプラザ」に基づき、当省が作成した。

2 「重度の障害」とは、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ(腎臓機能障害等)

### イ 適用対象となる車両の所有者要件

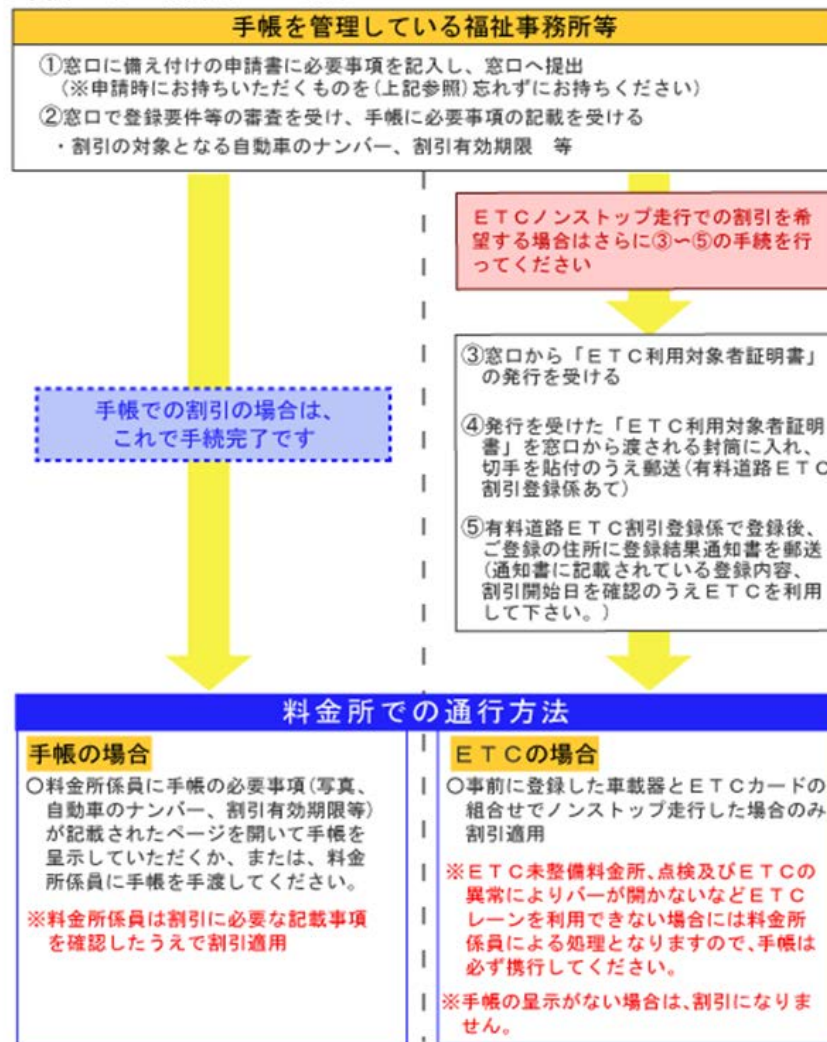
区分	適用の対象となる車両の所有者
障害者本人が運転する場合	障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等
障害者本人以外の者が運転し、障害者本人が同乗する場合	障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等 上記の者が自動車を所有していないときは、障害者本人を継続して日常的に介護している方

(注)1 東日本高速道路株式会社ホームページ「ドライブプラザ」に基づき、当省が作成した。

## ウ 事前登録手続

- ・ 障害者割引を受けるためには、福祉事務所で、障害者1人につき割引を受ける車両1台を事前に登録する必要がある。

### ■申請からご利用までの流れ



(注) 東日本高速道路株式会社ホームページ「ドライブプラザ」から抜粋した。

## 2 申出人の事情、要望

○ 常に自分で運転することのできないほど重度の障害(身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に第1種の記載がある。)がある方については、割引を享受できる機会が十分に確保できない状況にある。

具体的には、障害者のうち、特定の親族のみならず、ボランティア等の不特定かつ複数の方の介助により生活を支えられている方にとって、登録車両が1台と限定されることは、身体の代わりとしての自動車活用の阻害要因となっている。

○ 東日本大震災に係る支援措置として、被災者を対象とした「震災証明書等の提示」による無料化と同じ観点で、障害者割引にも属人的な措置をとることが可能ではないか。

## 申出に類似のケース(試算)

(例)

### 佐野藤岡IC~宇都宮IC(片道48.0km)

	通常料金 (往復2,800円)	割引後の料金 (往復1,400円)	料金合計
(ケース①) 週5日間、登録車両を利用		(1,400円×5日) 7,000	7,000
(ケース②) 週3日間は登録車両以外を利用、 2日間は登録車両を利用	(2,800円×3日) 8,400	(1,400円×2日) 2,800	11,200
<b>差 額</b>			<b>4,200</b>



### 3 制度に対する障害者団体の要望

- 1 「障害者に対する有料道路通行料金割引制度については、その対象を障害者本人又はその親族等が所有する自家用車1台としているため、車両を所有しない障害者にとり、通院、通学、社会参加活動への大きな制約となっている。有料道路利用者の理解のもと、障害者手帳提示による制度の要件の見直しをなされることを要望する。」
- 2 「また、運転免許証を保持しない重度障害者は、減免を受けられる車両が限定されるため、社会参加の活動の制約ともなりかねない。指定車両だけでなく、他の車両に乗車した場合にも、減免が適用されるよう制度上の見直しをしていただきたい。」

(注) 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会への照会結果(抜粋)

#### 4 国土交通省の回答(申出に対する見解①)(平成24年1月23日回答)

○我が国の有料道路は借入金を財源として建設され、有料道路事業者は料金収入により償還期間内に当該債務を償還する義務を負う。

⇒障害者割引による減収分は他の利用者の負担によって賄われる。

○このため、割引の対象となる車両の範囲については他の利用者からも広く理解を得られるものとする必要がある。



本制度を、通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する障害者に対し、自立と社会経済活動への参加を支援するためのものと位置づけ

⇒割引対象車両をこの趣旨に合わせて設定

※料金の徴収は車両単位であり、割引は必然的に障害者以外(同乗者や貨物)にも適用されることも踏まえ対象車両を判断することが必要。

#### 4 国土交通省の回答(申出に対する見解②)(平成24年1月23日回答)

○料金所で個別の走行車両の利用目的を確認することは事実上難しい

ETC車:通信内容では利用目的不明(ノンストップなので対人確認も不可能)

現金車:確認作業に伴い渋滞等が発生し、円滑な通行の妨げに

⇒自立した日常生活を営む上で通常必要と考えられる利用を想定し、対象車両を事前に確認することが必要。確認には、所有者、用途、台数、形状等の外形面を判断材料とせざるを得ない。

※趣旨に合わない利用を排除できる適格な要件設定が必要



日常生活に使用する車両として、自家用、本人・親族所有などの要件に適合する車両1台について事前登録を行い、料金所では登録車両であるか否かを確認して割引する手法を採用。

※登録台数を1台とする理由

・日常生活を行う上で頻繁に利用される車両は通常1台

⇒ 登録車両を1台に設定

#### 4 国土交通省の回答(申出に対する見解③)(平成24年1月23日回答)

##### 《登録車両台数の拡大、車両登録制の撤廃の主な課題》

- ・登録車両所有者(障害者以外)が移動したい際に障害者を同乗させ割引を受ける等の制度の趣旨に沿わない利用への対応をどうするか
- ・障害者割引制度を悪用した不正走行の拡大への対応をどうするか
- ・特に車両登録制を撤廃すると、車両の利用目的の確認が事実上不可能  
⇒現行制度の趣旨と異なる営業目的・レジャー等の利用を排除できない



○現時点では、上記課題等に対する対応策がなく、登録車両台数の拡大、車両登録制の撤廃について、他の利用者の理解を得るのは困難。

○しかしながら、これまでも割引の対象となる範囲の拡大、手続きの簡素化について随時進められており、引き続き、利用実態等を踏まえて検討が進められるよう、有料道路事業者に協力を求めて参りたい。

## 4 国土交通省の回答(申出に対する見解④)(平成24年1月23日回答)

### 《障害者割引制度を悪用した不正利用の例》

【事例1】障害者本人が同乗せずに割引適用

【事例2】

※掲載期間終了につき削除

### ETC障害者割引悪用

#### 容疑の千葉県警巡查逮捕

高速道路でETC(自動料金收受システム)の障害者割引制度を不正利用したとして、千葉県警は二十五日、電子計算機使用詐欺の疑いで、成田国際空港警備隊の巡查(黒)を逮捕した。同制度の不正利用の摘発は全国でも珍しいという。

制度は、障害者が車を運転したり同乗した場合には料金が半額となる。県警によると、容疑者は大阪府内に住む身体障害者の祖父(七〇名義)のETCカードを悪用しており、調べに「するするとやっけてしまった」と容疑を認めている。

逮捕容疑では、容疑者は祖父名義のカードを使い、十月十三日、東関東道の習志野料金所(富里インターチェンジ間)を乗用車で計四回通行。通常料金の半額の二千八百円をだまし取ったとされる。

県警によると、この四回には祖父は同乗していなかった。昨年三月、今年十月、関東圏の高速道で同カードを計二百四十四回利用しており、県警は祖父が同乗していなかったか調べる。

容疑者は昨年四月、奈良県警から千葉県警に転出していた。

空港警備隊の巡查(黒)

容疑者は大阪府内に住

ドを使い、十月十三日

県警に転出していた。

#### 4 国土交通省の回答(東北地方無料開放との比較)(平成24年1月23日回答)

障害者割引:目的が限定的

※障害者の日常生活における移動の支援が目的  
⇒対象車両を判断するための要件設定が可能



東北地方無料開放:目的が広範

※被災者・避難者の支援、被災地の復旧・復興支援及び観光振興を目的  
⇒対象車両を判断するための要件設定が事実上不可能

障害者割引:恒常的施策

⇒事前登録制に必要な体制整備が可能



東北地方無料開放:被災地の支援のため緊急的に実施、期間は限定的

⇒できるだけ簡易な体制で迅速に実施できることが必要



東北地方無料開放と障害者割引制度ではその目的、背景、実施期間等が異なり、同列に扱うことはできない。

## 5 有料道路事業者の見解

### 有料道路事業者Aの見解

項目番号	質問事項	回答
1	障害者割引措置についての総論的見解	有料道路事業者6社で障害者割引検討会を開いており、本事案については何度か話をしている。事業者側も「検討しない」という姿勢ではないが、拡大するにあたって、制度趣旨や財源確保、不正対策をいかに行うかという問題があり、前に進めていない。
2	他の利用者の理解を得るために何かしているか	特に何もしていない(アンケートもしたことはない)。現行制度はご理解いただいていると認識しているので、現時点での指標は、お客様から頂く問い合わせ程度。なお「他の利用者の理解」とは、障害者割引による減収分は、他の利用者の負担によって賄われる形になることから、一般の方とのバランスを考慮して割引の制度設計を行うという意でもある。
3	不正利用の実態	現担当者が知っている範囲では、①登録されているETCカード及び車載器で、障害者ではない健常者が割引を享受するもの、②障害者手帳の偽造によるもの、③ETC車載器を別の車(タクシー)に乗せ替えて割引を受けたものがある。※②及び③は他事業者の例。
4	不正利用に対する取組	①罰則規定(※通常料金の2倍)、②不正通行監視カメラの設置、③疑義走行のデータチェックを行っている。しかし、ETCでの割引は本人確認が難しいため、「告発」等のキッカケがないと、項目番号3の①や③のような不正利用の摘発には結びつかない。
5	割引制度の緩和が進まない背景としての他の優先すべき道路事業について。会社に黒字が出ているのであれば、その用途。	公団民営化後の有料道路事業者には、45年間で公団時代の債務を返済するという責務があり、その一翼を担う高速道路会社としては、まずそれが最優先課題となる。 会社は決算上黒字が出ているが、会社は「高速道路機構」に貸付料支払い(これが公団時代の債務の返済に充当される。)を行う必要があるため、将来において貸付料支払いの原資となる料金収入の減少などにより貸付料支払いに滞りが出る恐れがある場合に備え、黒字については将来に備え確保する必要がある。 従って、現時点では黒字を障害者割引の拡大により還元するのは難しい。

### その他の事項

有料道路事業者Aの管内では、障害者割引を受けている車両のほぼ8割がETCによる利用である。

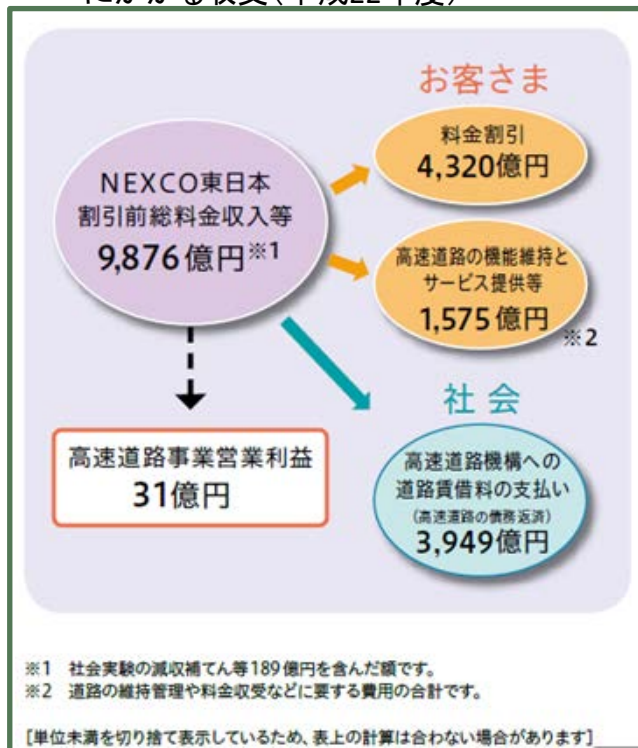
# 6 障害者割引の推移と有料道路事業者の料金収入にかかる収支

## ○ 有料道路障害者割引の推移

(単位：万台、億円、%)										
年度	平成13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
台数	3,229	3,307	3,425	3,815	4,050	4,260	4,346	4,326	4,352	4,057
割引額	143	142	151	161	167	186	185	185	157	165
減収率	0.506	0.508	0.537	0.572	0.602	0.674	0.7	0.716	0.701	0.741

(注) 国土交通省の資料による。

## ○ 東日本高速道路株式会社の料金収入にかかる収支(平成22年度)



(注) 東日本高速道路株式会社「CSR Report 2011」から抜粋した。

## ○ 主な有料道路事業者の平成23年3月期の純利益

株式会社名	平成23年3月期
東日本高速道路株式会社	24億9700万円
中日本高速道路株式会社	37億5300万円
西日本高速道路株式会社	24億2300万円
首都高速道路株式会社	7億4200万円
阪神高速道路株式会社	17億円
本州四国連絡高速道路株式会社	5500万円

(注) 各社ホームページに掲載されている決算概要に基づき、当省が作成した。



# 遺族年金と児童扶養手当の併給制限の見直し

## 【相談申出要旨】

父子家庭(※)にも児童扶養手当が支給されることとなり、市役所に申請したが、子ども2人が妻の遺族厚生年金を受給しているため、児童扶養手当は支給されないとの説明を受けた。

遺族厚生年金は2人分で月々約1万8千円であり、児童扶養手当の額(月額約4万7千円)に比べて少額である。

年金受給額が児童扶養手当よりも低額である場合には、

- ① 給付される年金額が一定額以下の場合は、児童扶養手当も併給できるようにする、
- ② 給付される年金額と児童扶養手当との差額を支給する、
- ③ 受給者が年金給付か児童扶養手当の給付かを任意に選択できるようにする、

等の改善策を講じてほしい。

# 前回推進会議のその後の状況

- 1 「全国母子世帯等調査」結果の提供について（厚生労働省回答）  
各都道府県から調査票の提出が12月28日期限であり、現在、データ入力・出力の作業中で終了するのが3月中となる。その後、データの点検・修正を行った上で6月中を目処に取りまとめ、報告することとなる。  
については、今年度中の提供は困難である。
- 2 社会保障・税一体改革について（別添参照）  
平成24年1月6日、政府・与党社会保障改革本部は、「社会保障・税一体改革素案」を決定  
その中で、「遺族基礎年金については、母子家庭には支給される一方で父子家庭には支給されないという男女差を解消すべき、支給要件の判定基準を適正化すべきなどの指摘があることに鑑み、具体的な法的措置について検討する。」とされている。  
これにより、申出に対する解決が図られる見込み。

# (参考) 「社会保障・税一体改革素案」

(同案によって父子家庭に遺族基礎年金が支給できることとなった場合と  
申出人のケースをあてはめたものとの比較)

(単位:円(年額))

現 状		改革素案	
	遺族基礎年金	遺族厚生年金	遺族基礎年金
夫(55歳)	対象外	対象外	792,100
次男(17歳)	支給停止	108,500 (子2人加算)	108,500
長女(15歳)	支給停止	108,500	108,500
小 計	0	217,000	1,247,900
年金額合計	217,000		1,464,900
	∧		∨
児童扶養手当 (最高額)	564,000		564,000

(注) 改革素案は現行の母子家庭を想定した試算